

神奈川県 正規

コピーは無効

エス職員・福祉専任職員・総合葬祭専任職社員を含む

ストライキ権確立のための 労組員全員投票用紙

目的=秋闇・春闇要求、諸要求、雇用と権利を守る要求の実現

ストライキ権は、労働組合法および労組規約に基づいて、全労組員の過半数の賛成で確立します。ストライキ権を確立することは労組員が要求実現に向けて決意を確認し、団結を固めあうことです。労使交渉では話し合いを通じて労使の一一致点をめざしますが、局面を開けきれない場合や交渉が決裂した場合など、ストライキを実施する場合があります。全労組員がストライキ権確立投票に参加し、ストライキ権を確立しましょう。

投票期間 10月14日(水)～10月20日(火)

投票方法

- ①賛成の場合は○を、反対の場合は×を記入してください。
- ②上記以外の記号や無記入（白票）はすべて無効となります。
- ③記入した投票用紙は、分会に送付した投票袋に入れてください。
- ④選挙管理委員会の朱印のない（コピーした）投票用紙は無効です。

賛成なら○を 反対なら×を この欄に記入⇒

2015年10月12日

ユーコープ労働組合 選挙管理委員会

